

佐川町障害者計画

第7期佐川町障害福祉計画

第3期佐川町障害児福祉計画



令和6年3月

高知県佐川町

ごあいさつ

新型コロナウイルス感染症が発生してから4年が経過しました。パンデミックがようやく収まり、コロナ前の生活が戻りつつありますが、振り返れば、感染防止対策のため常にマスクをし、必要以上に人との接触を避けることが求められた4年間は、コミュニケーションも希薄になり、私たちにとって、とても窮屈で生きづらい世の中であったと思います。

私たちは、家族や周りの人との関わりなくして、生活はできません。



佐川町障害者計画は、第1期計画から「みんなが互いに認めあい、支えあうまち」「みんなが輝き、自立した生活を送れるまち」「みんなが安心して暮らせるまち」を基本理念に掲げております。

この基本理念には、「みんな」が主役であるというメッセージとともに、佐川町としての地域共生社会の姿が表現されています。

佐川町が障害のある方々にとってさらに住みやすいまちとなるために、今回策定いたしました「第7期佐川町障害福祉計画・第3期佐川町障害児福祉計画」に基づく障害福祉サービスの充実はもちろん、個性を尊重し合うインクルーシブ社会の推進や、地域社会全体のバリアフリー化を進め、みんなが笑顔になるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

すべての住民の方々に本計画の趣旨をご理解いただき、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、佐川町地域自立支援協議会委員や関係者の皆様に貴重なご意見、ご助言をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

令和6年3月

佐川町長 片岡 雄司

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 障害者支援を取り巻くこれまでの流れ.....	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の対象と策定体制.....	4
第2章 障害のある人を取り巻く状況.....	5
1 佐川町における現状	5
2 障害者関係団体・サービス事業所へのヒアリング調査	13
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 基本理念と目標像.....	16
2 施策展開の基本方向	18
第4章 重点施策.....	21
1 心のバリアフリーの推進.....	21
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
3 外出支援の充実	22
4 相談支援体制の充実	22
5 災害時要配慮者対策の充実	22
第5章 障害者施策の推進.....	23
1 みんなが互いに認めあい、支えあうまち	24
2 みんなが輝き、自立した生活を送れるまち	27
3 みんなが安心して暮らせるまち.....	33
第6章 達成すべき成果目標の設定	41
1 障害福祉サービス成果目標	41
2 障害児支援の提供体制の整備等(障害児福祉計画).....	47
3 相談支援体制の充実・強化	49
4 障害福祉サービス等の質の向上.....	51

第7章 活動指標(サービス等の見込み)とその確保のための方策.....	52
1 指定障害福祉サービス見込み	53
2 相談支援見込み	57
3 障害児通所支援等の見込み(障害児福祉計画).....	59
4 地域生活支援事業	61
第8章 成年後見制度利用促進計画.....	66
第9章 計画の推進体制等.....	71
資料編	73

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

国において、平成 23 年の「障害者基本法」改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」施行、平成 28 年の「障害者差別解消法」施行など障害福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成 28 年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成 30 年の「児童福祉法」改正、令和 3 年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和 6 年の「障害者総合支援法」の改正など、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取組が進められています。

佐川町(以下、「本町」という。)では、町の障害者施策の総合的な取組を定めた「佐川町障害者計画」と、障害福祉サービスの具体的な実施内容を定めた「佐川町障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害の有無にかかわらず、すべての人が自分らしく生活できる共生のまちづくりを目指して、「やさしさ はぐくむ みんなの さかわ」を目標像に設定し、取り組んできました。

このたび、「佐川町第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」が共に令和 5 年度をもって計画期間を終了することから、これまでの町の取組に、新たな国の障害者制度の動向や県の動向を踏まえ、本町におけるさらなる障害福祉のまちづくりに向けた見直しを行い、障害福祉サービス等の具体的な数値目標(成果目標及び活動指標)とその達成方策を明らかにするため、新たに「佐川町第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」を策定します。

2 障害者支援を取り巻くこれまでの流れ

■「障害者権利条約」署名以降の障害者支援に係る法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・障害者に関する初めての国際条約
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・障害者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障害の範囲への難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障害者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障害を理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取組の義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑利用 ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障害児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金制度の創設
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする
令和2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付金制度の施行、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障害の種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

3 計画の位置づけ

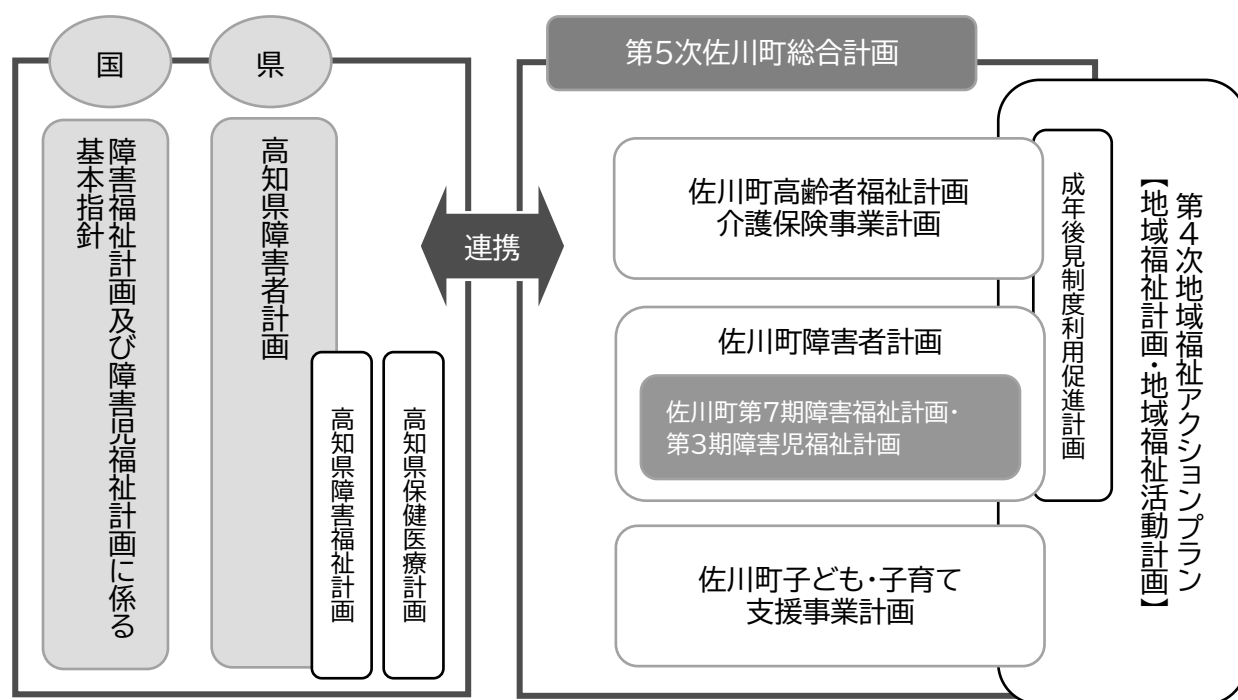
本計画は、以下の法的根拠に基づき策定しています。

なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定する「成年後見制度利用促進計画」についても、一体的に策定することとします。

■策定の根拠及び計画内容

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第 11 条第3項)	障害者総合支援法 (第 88 条第1項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第1項)
計画期間	中長期 (概ね5～10 年程度)	3年を1期とする	3年を1期とする
内容	障害者施策の基本的方向 について定める計画	障害福祉サービス等の見込み とその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制 とその確保策を定める計画

また、町の最上位計画となる総合計画の中に掲げられている未来像「チームさかわ まじめに、おもしろく。」の分野別方針「(5)健康と福祉 施策 31 障害児者福祉の推進」の個別計画に位置づけられます。あわせて、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために策定した、佐川町第4次地域福祉アクションプラン(以下「地域福祉アクションプラン」という。)をはじめ、その他の福祉・保健分野の諸計画との整合性を確保しました。



4 計画の期間

本計画は、障害者基本法に基づく「佐川町障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「佐川町第7期障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「佐川町第3期障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、各計画の整合性を図っています。

また、計画の期間について、「佐川町障害者計画(第4期)」の計画期間を令和3年度～令和8年度の6年間、「佐川町第7期障害福祉計画」、「佐川町第3期障害児福祉計画」の計画期間を令和6年度～令和8年度の3年間とします。

ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間について

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
佐川町障害者計画(第4期) 令和3年度～令和8年度					
佐川町第6期障害福祉計画 ・第2期障害児福祉計画			佐川町第7期障害福祉計画 ・第3期障害児福祉計画		

5 計画の対象と策定体制

計画における『障害』とは、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害(政令で定める難病などによる障害を含む)とし、『障害者(障害のある人)』とは、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としています。

また、国の法令の考え方に沿って、難病患者についても『障害者(障害のある人)』に含まれるものととらえ、難病患者に対象を限定した施策・事業などを除いて、『障害のある人』に文中の表現を統一しています。

本計画は、障害のある人や家族、福祉サービス提供事業者等へのヒアリング調査などを通じて、障害のある人の生活実態、各種サービス利用の現状等を把握するとともに、住民代表や保健・医療・福祉関係者等によって構成される佐川町地域自立支援協議会等において、計画の策定にあたりました。

第2章 障害のある人を取り巻く状況

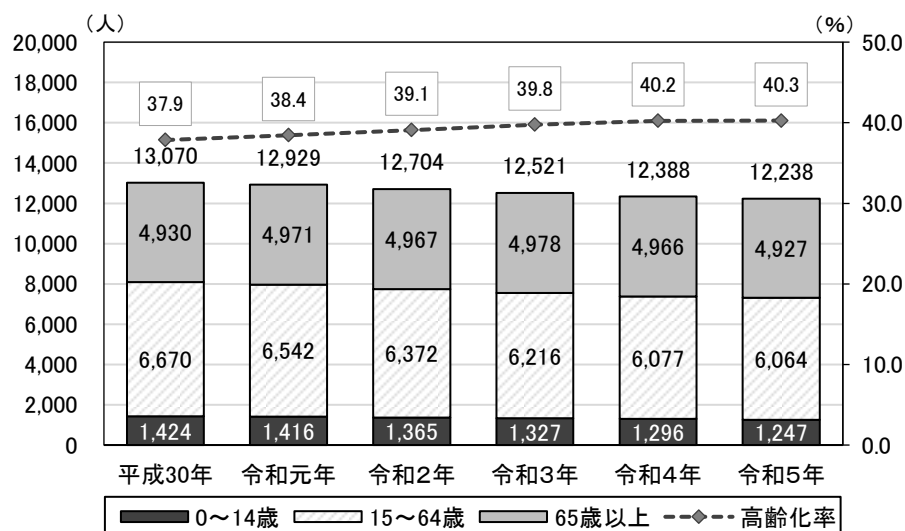
1 佐川町における現状

(1)人口の状況

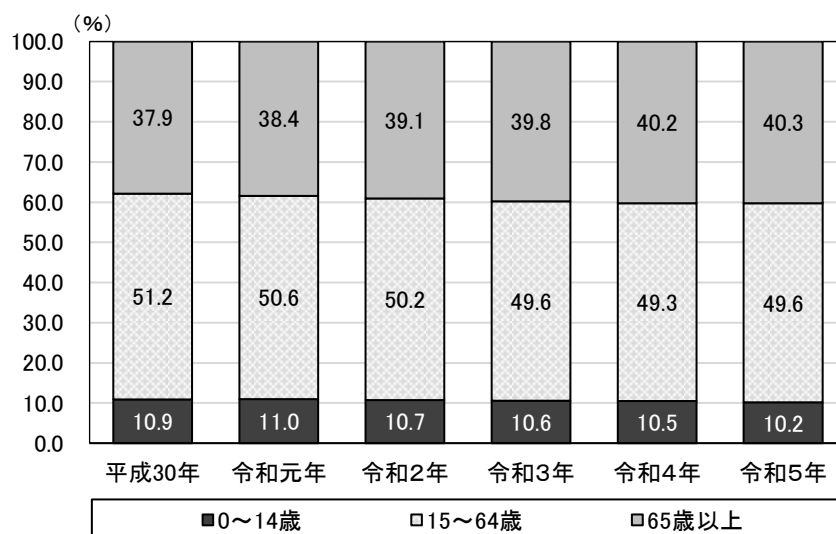
本町の総人口は、令和5年で12,238人となっており、平成30年からの5年間で832人(6.8%)減少しています。

年齢3区分別人口比率をみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)は減少しています。一方の高齢者人口(65歳以上)は増減を繰り返していますが、総人口が減少しているため、全体としてゆるやかな高齢化の進行がみられます。

◆年齢3区分別人口の推移



◆年齢3区分別人口比率の推移



資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

(2)障害のある人の状況

●3障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者は年々減少していますが、精神障害者保健福祉手帳所持者のみ増加がみられます。

3障害者手帳所持者数(人)

※各年度3月末現在	総数	身体障害者手帳 所持者数 (令和5年度は 5月末現在)	療育手帳 所持者数 (令和5年度は 7月末現在)	精神障害者保健 福祉手帳所持者数 (令和5年度は 7月末現在)
令和3年度	1,133	880	143	110
令和4年度	1,050	807	128	115
令和5年度	1,004	757	129	118

●身体障害のある人

身体障害者手帳所持者数は、令和5年度5月末現在で 757 人となっています。年齢別では 18 歳未満の人が 1.3%、18 歳以上の人 が 98.7%となっています。

年齢別・障害区分別身体障害者手帳所持者数(人)

※各年度3月末現在 令和5年度のみ5月末現在	総数	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害
令和3年度	880	64	76	6	422	312
令和4年度	807	61	65	5	362	314
令和5年度	757	54	58	5	354	286
0～17 歳	10	0	0	0	7	3
18～64 歳	137	10	8	1	79	39
65 歳以上	610	44	50	4	268	244

※令和4年度末から減少しているのは、県名簿から明らかに死亡、転出となっている者を精査したため。

●知的障害のある人

療育手帳所持者数は、令和5年度7月末現在で 129 人となっています。年齢別では 18 歳未満の人が 16.3%、18 歳以上の人 が 83.7%となっています。

年齢別・等級別療育手帳所持者数(人)

※各年度3月末現在 令和5年度のみ 7月末現在	総数	A	A1	A2	B	B1	B2
令和3年度	143	1	26	30	2	44	40
令和4年度	128	0	23	22	1	45	37
令和5年度	129	0	23	22	1	45	38
0～17 歳	21	0	3	6	0	3	9
18～64 歳	91	0	17	12	1	33	28
65 歳以上	17	0	3	4	0	9	1

●精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年度7月末現在で 118 人となっており、増加で推移しています。

等級別精神障害者手帳所持者数(人)

※各年度3月末現在 令和5年度のみ 7月末現在	総数	1級	2級	3級
令和3年度	110	11	73	26
令和4年度	115	9	77	29
令和5年度	118	9	79	30

●障害のある子ども

【障害児保育の状況】

障害児保育の状況は、令和5年度4月末現在で特児のみ8人、個別支援の必要な児童(特児除く)4人となっています。

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在園者数(全体)	445	439	417	401	372	325
特児のみ	11	9	5	3	8	8
個別支援の必要な児童(特児除く)	7	4	2	4	5	4

※各年度末、令和5年度は4月末現在

在

【特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移】

特別支援学級の児童・生徒数の状況は、令和5年度4月末現在で小学生 36 人、中学生 21 人となっており、令和3年度以降、小学生が減少しています。

(単位:人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	学級数	11	9	13	14	14	13
	児童数	31	30	40	48	43	36
中学校	学級数	4	5	5	5	5	5
	生徒数	13	17	16	17	15	21

※各年度末、令和5年度は4月末現在

(3)障害支援(程度)区分認定の実施状況

障害者総合支援法に基づく障害支援(程度)区分認定の状況は、以下の表のとおりです。

認定者数は、令和5年3月末現在で 130 人となっています。

障害支援(程度)区分認定の状況(人)

	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし
平成 30 年	113	4	18	13	21	15	18	24
令和元年	110	3	17	11	22	16	17	24
令和2年	111	3	15	11	22	16	17	27
令和3年	124	3	13	14	21	19	21	33
令和4年	134	3	16	15	22	19	22	37
令和5年	130	3	16	15	20	20	21	35

※各年3月末現在

(4)障害福祉サービスの利用状況

第6計画期間中の障害福祉サービス(自立支援給付、地域生活支援事業)、及び障害児を対象とした支援サービスの利用実績については、以下の表のとおりです。

障害福祉サービスの利用実績(月平均)

サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援)	実利用者数	15 人	14 人	13 人
	延利用量	215 時間	230 時間	192 時間
短期入所	実利用者数	9 人	12 人	8 人
	延利用量	71 人日	52 人日	70 人日
日中活動系サービス	生活介護	実利用者数	43 人	46 人
		延利用量	778 人日	821 人日
	療養介護	実利用者数	3 人	2 人
		延利用量	0 人	0 人
	自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	0 人	0 人
		延利用量	0 人日	0 人日
	自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	0.16 人	0 人
		延利用量	1.41 人日	0 人日
	就労移行支援	実利用者数	0.5 人	0.8 人
		延利用量	1.16 人日	2.5 人日
	就労継続支援 (A型)	実利用者数	7 人	5 人
		延利用量	130 人日	101 人日
	就労継続支援 (B型)	実利用者数	42 人	46 人
		延利用量	790 人日	819 人日
居住系サービス	共同生活介護 (ケアホーム) 共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	26 人	27 人
	施設入所支援	実利用者数	25 人	27 人
相談支援	計画相談支援	実利用者数	25 人	27 人
	地域移行支援	実利用者数	0 人	0 人
	地域定着支援	実利用者数	0 人	0 人

※各年度末、令和5年度のみ9月末現在

地域生活支援事業の利用実績(年間)

サービス			令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
	成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0 人	1 人	0 人
コミュニケーション支援事業／意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	15 人	24 人	36 人
	手話通訳者設置事業	実設置者数	0 人	0 人	0 人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数	4 件	0 件	0 件
	自立生活支援用具	給付件数	4 件	2 件	1 件
	在宅療養等支援用具	給付件数	2 件	2 件	1 件
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	6 件	2 件	1 件
	排せつ管理支援用具	給付件数	466 件	444 件	400 件
	住宅改修費	給付件数	2 件	1 件	0 件
移動支援事業		実利用者数	0 人	0 人	0 人
		延利用量	0 時間	0 時間	0 時間
地域活動支援センター		実施か所数	0 か所	0 か所	0 か所
		実利用者数	0 人	0 人	0 人
その他の事業	日中一時支援事業	実施の有無	有	有	有
	日常生活支援	実施の有無	有	有	有
	社会参加促進事業	実施の有無	有	有	有

※各年度末、令和5年度のみ9月末現在

障害児支援の利用実績(平均)

サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実利用者数	7 人	12 人	20 人
	延利用量	27 人日	48 人日	102 人日
放課後等デイサービス	実利用者数	46 人	51 人	49 人
	延利用量	352 人日	356 人日	338 人日
保育所等訪問支援	実利用者数	8 人	20 人	34 人
	延利用量	13 人日	31 人日	57 人日
障害児相談支援	実利用者数	14 人	13 人	18 人

※各年度末、令和5年度のみ9月末現在

2 障害者関係団体・サービス事業所へのヒアリング調査

本計画を策定するにあたり、障害福祉分野で活動している皆様に活動の状況や障害者に関する取組などについてご意見をお伺いし、計画策定に役立てるためのヒアリングを実施いたしました。

【実施概要】

調査期間	令和5年6月1日(木)～令和5年7月 11 日(火)
調査方法	郵送・メールによる配布・回収及び一部対面でのヒアリング
調査対象	町内で活動している団体及びサービス提供事業所等 14 件
有効回収数	14 件
有効回収率	100.0%

【回答者一覧】

No.	団体・事業所名	対面
1	(福)さくら福祉事業会・さくら福祉事業所	
2	生活介護事業所さくらんぼ	
3	佐川町社会福祉協議会共生型小規模多機能ぷらっとホームさかわ	
4	株式会社ケアセンターさかわ	
5	株式会社太陽 多機能型事業所ほほえみ	
6	NPO法人わくわくライフステージこじゃんとはたら来家さかわ	
7	放課後等デイサービス じんじん	
8	佐川町手をつなぐ親の会	★
9	佐川町身体障がい者協議会	
10	斗賀野中央保育園	
11	佐川町立永野保育所	
12	高吾北広域町村事務組合立障害者支援施設湖水園	★
13	障害者相談支援センターさかわ	★
14	高吾北広域町村事務組合相談支援事業所	★

※高知県立日高特別支援学校…対面ヒアリングのみ実施

【調査結果抜粋】

活動上・業務上での課題
人員不足や職員の高齢化
コロナ禍による余暇活動や交流機会の休止、会議・協議の場の減少・縮小
経営面での金銭的な負担増
中央西管内相談支援事業所連絡会の回数減少によるスキルアップ機会の減少
放課後等デイサービスの受け入れが、利用枠減などにより困難になっている
教育現場などでの障がいに対する理解促進の取組は、行っているが十分でないと感じる(そもそも障がいを知ってもらえていないなど)
各事業所や団体が抱える課題に対し、必要な行政支援や仕組み等
日中一時支援として人員確保できるほどの報酬水準
ある程度経験のある人員の確保できる体制づくり(障害者サービス全般の人材不足)
放課後等デイサービス事業所の拡充・利用の見直し
ヘルパー養成
中小企業に対する税金面での援助
新たな補助金の制度・従業員の資格についての緩やかな配慮
佐川町健康福祉課担当係との定例会の再開・ケースの相談や情報について共有の機会の場
教育委員会主導による、就学サポート会議の開催
受け入れる学校や引継ぎを行う各保育園や事業所の十分な情報共有
地域の社会資源(特に入所系サービス・児童系サービス)の増加
地滑り地区のためボーリング調査を行ってほしい
財源確保(3町で)や人員確保についても支援があると嬉しい
障害受容ができていない生徒は、就労継続支援事業を利用しても辞めてしまうケースがあり、その後はひきこもりになってしまうので支援が必要
入所先、進路先の確保をお願いしたい
特に取組が弱いと思われるサービス
近隣に入所施設がない
現状共生型のショートステイしかなく、短期入所支援施設の受け入れが少ない
相談支援員が少ない
移動支援がないため、遠方の施設利用をあきらめるケースがある
児童発達支援事業所が少なく、送迎などのサービスを行っている事業所も少ないため利用の選択肢が限られる
放課後等デイサービスの開所時間が遅く、終了時間も早いため、保護者のニーズに即していない(特に長期休暇時)
どのような移動支援が必要(あればいい)と思うか
休日の買い物や余暇活動への同行支援
利用者の生活の質の向上に向けて必要な移動支援(通勤支援や介護タクシー)

保育所等訪問を利用(実施)してよかったことと改善すべきこと
▼よかったこと ・保育所等訪問支援は、先生方にもわかりやすく支援の方法などを教えてくれたり、一緒に授業に入って具体的に教えてくれるため大変役立つ ・脳性マヒ園児については、実際使用している道具の改善提案やアドバイスも1対1で保育士にしてくれるためとても良い ・学校や保育所での困りごとに対して、療育の専門的なアドバイスが受けられること
▼改善すべきこと ・保育所等訪問支援や放課後等デイサービス・日中一時支援が何なのか理解が十分でないため、情報発信が必要 ・小学校へ就学する際に、情報を誰からどのような形でもらうのか分からず、手さぐり状態で困った場合があり、情報がもらえるとありがたい ・保育所等訪問支援事業所が町内にできればもっと地域との繋がりもでき、より良い支援体制が構築できる
今後必要となると思われるサービスや、見直すべきサービス
入所先、短期入所先の拡充
成年後見制度の利用促進
既存サービス量の不足・選択できるサービス量拡大 (自立生活援助・移動支援・ガイドヘルパー・行動援助・日中サービス支援型グループホーム)
外出支援の幅を広げてもらいたい(介護保険サービスとのズレが大きく移行時に利用者が戸惑う)
障害者や障害児童の居場所づくり(集える場所や機会が少ない)
病後の子供を気軽にみてもらえるシステム(放課後児童クラブなどは、軽度の障害のある子供にも対応できるように人的配置について配慮してほしい)
町内に障害者入所施設があればよい
障害があっても安心して外出もでき生活できる支援や、ハード面でも車イスでも移動しやすい整備を今後考えてほしい
保護者が就労している場合、夏休みなど長期休暇の時にその事業所の受け入れ時間が遅く、祖父母に依頼していると聞いため、その期間、相談すると開所してもらえるとよりよい
地域活動支援センター
一般就労に向けた支援・中間的な就労場所の確保
ボランティアの育成

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と目標像

佐川町では、第5次総合計画(平成28年～令和7年)において、地域が抱える課題を一人ひとりが主体性を持って解決できるよう、「“ハード”から“ソフト”へ」、「“他人ごと”から“自分ごと”へ」、「“個の私”から“地域の中の私”へ」、「“脇役”から“主役へ”」と、地域の担い手となる“人”の育成と町民意識の醸成、地域の一体感をつくり出すことを目指し、「チームさかわ まじめに、おもしろく。」を目指すべき未来像に設定しています。

この未来像を目指すためには、町民みんなが協力して、あらゆる面において障害のある人に対する差別をなくすことや、障害のある人の活動が制限され、社会への参加が制約されるような障壁を除くことにより、障害のある人が地域の中で安心して質の高い生活を営める社会を創ることが必要です。

また、障害のある人の実質的な自立と社会参加を実現するためには、障害のある人自身やその家族が、十分な情報提供と必要なサービスを利用しながら、社会との関係を構築し、自立と社会参加に向けた意識を持つことも必要です。

厚生労働省が作成した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和2年厚生労働省告示第213号)」(以下「国の基本指針」という)には、障害福祉計画、障害児福祉計画の基本理念として次の7項目が示されています。

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保
7. 障害者の社会参加を支える取組

本計画では、前計画までに掲げてきた考え方を受け継ぎ、上記の国の指針に示された基本理念に則して、次にあげるような考え方を基本におき、障害の有無や程度にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らす共生社会の実現を目指して、児童福祉・高齢者福祉をはじめ行政各分野における緊密な連携のもとに、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

基本理念1 みんなが互いに認めあい、支えあうまち

障害のある人も障害のない人も、高齢者も子どもも、みんながお互いを認めあい、地域社会を構成する一員として役割を担うことで、人々の日常的なふれあいや支え合いがより活発に進められるような、共に暮らし、働き、学び、憩えるまちをつくれます。

基本理念2 みんなが輝き、自立した生活を送れるまち

すべての人が、共に協力し合い、支え合いながら、各分野で、生きがいを持って活動できる社会となるよう、就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動において、障害のある人もない人もだれもが参加できる環境づくりに努め、障害のある人も様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう、国や県等の専門機関と有機的に連携して支援を進めます。

基本理念3 みんなが安心して暮らせるまち

地域社会に幅広く障害者に対する理解を深める取組や、合理的配慮の提供をより一層促進する取組を行うとともに、自らの生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定が極めて困難な場合であっても、障害者本人の基本的人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出すことのできる体制を整備することにより、障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域でだれもが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。

さらに、災害などの緊急時における障害者や高齢者などの避難行動要支援者への対策といった取組も進めます。

また、地域社会におけるつながりや、あたたかいふれあいのなかで、だれもが自分らしい生活をおくることができる共生のまちづくりを目指して、「やさしさ はぐくむ みんなの さかわ」を本計画の推進にあたって目指すべき目標像として設定します。

目標像

やさしさ はぐくむ みんなの さかわ

2 施策展開の基本方向

計画の基本理念や目標像の実現に向けて、障害のある人の地域における自立した生活、積極的な社会参加を促進するための施策の推進に努めます。

また、これらを進めるためには、地域の人々の理解と協力、暮らしやすい環境づくりなどが不可欠であるため、ソフト・ハード両面での福祉のまちづくりの促進に努めます。

(1)みんなが互いに認めあい、支えあうまち

啓発の推進と交流の促進

障害のある人はもとより、すべての人が「人として自分らしく生きたい」と願っています。

だれもが互いに尊重しあい、共に生活できる共生のまちづくりを進めるため、きめ細やかな啓発・広報活動や、学校・社会教育の場における共生の教育、障害のある人と障害のない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障害や障害のある人に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。

依存症対策の推進としては、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための研修や普及啓発を行い、関係機関が連携して、地域において依存症の人やその家族に対する支援を行います。

地域福祉・安全対策の推進

地域福祉活動の展開を通じて、身近な声かけ・相談をはじめ、障害のある人やその家族の生活、社会参加を支えていくための様々な取組を進めるとともに、障害のある人が地域社会の一員として参加し、社会的役割を担うような取組を進めるなど、住民活動団体との連携・協働のもとに、多様な住民活動の促進に努めていきます。

また、災害発生時に障害のある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関と連携し、体制の充実を図っていくとともに、地域をあげた防災・防犯・交通安全対策、緊急時における支援体制づくりに努めます。

(2)みんなが輝き、自立した生活を送れるまち

療育・教育の充実

障害のある子も障害のない子も一人ひとりの個性が尊重され、地域で共に学び、育つことは、子どもたちが住み慣れた我がまちで共に暮らし、豊かな生活を送るうえで重要な要素となるものです。

このため、地域の保育所(園)・学校と特別支援学校、療育関係機関等の緊密な連携のもとに、障害の状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす保育・教育・療育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

雇用・就労の支援

障害のある人が地域でいきいきと働くことは、労働による経済的な自立を図るとともに、就労を通じた自己実現の場として社会からの孤立を回避し、社会の中での役割や生きがいを見出すうえで重要な意義を持っています。

行政自らが障害のある人の雇用に努めるとともに、各種制度の活用を通じて民間事業所での雇用を積極的に促進し、障害のある人の就労機会の拡大を図り、就労後の職場定着を支援します。また、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関と共に多様な形態の就労の場の確保に努めます。

社会参加の促進

地域社会における多様な場に主体的に参加したり、自ら望む場所へ移動し、自由に活動を行ったりすることは、地域で暮らす障害のある人にとって大きな願いであり、これを実現するための仕組みづくりが強く求められています。

このため、意思疎通支援や外出支援などを通じて、就労、就学、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。

(3)みんなが安心して暮らせるまち

保健・医療の充実

健やかで心豊かに暮らすことは、すべての人の願いです。とりわけ疾病や障害のある人にとって、それらの影響を軽減したり、健康を維持したりすることは、自分らしく生活するうえでの重要な課題です。また、人生のいずれの時期に障害のある状態になっても安心して生活できるよう、必要な時期に適切な治療や相談指導、情報提供等が受けられる体制づくりが求められています。

障害やその原因の一つである疾病の発生予防、早期発見・早期療育・早期治療を図るとともに、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス、リハビリテーション等の充実に努めます。

生活支援施策の充実

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して、また、いきいきと自立した生活を送れるようにするためには、障害のある人が自らの生き方を選び、実践できるよう地域をあげて支援していくことが求められます。また、地域において障害のある人を介助・支援している人の負担軽減を図ることも重要な課題です。

このため、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児・障害者の方も含めて、障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策の一層の充実に努めます。

また、障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、関係機関と連携を図り、研修の実施、他職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある職場であることの周知・広報に努めます。

生活環境の充実

障害のある人が、地域で安全に安心して暮らしていくためには、生活基盤である暮らしやすい住宅の確保や生活空間のバリアフリー化、防犯・交通安全面での障害のある人への配慮などが欠かせません。

このため、障害のある人をはじめとするすべての人が快適に暮らせるよう、住宅や公共公益施設、道路、交通機関などの環境整備を進めます。

第4章 重点施策

「障害者計画」(第4期)では、これまでの取組状況や障害のある人や家族等へのアンケート、ヒアリングの結果などを踏まえ、「心のバリアフリーの推進」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「外出支援の充実」、「相談支援体制の充実」、「災害時要配慮者対策の充実」の5つの施策を重点施策として位置づけ、その推進に力を入れていきます。

1 心のバリアフリーの推進

障害者差別解消法の施行に伴い、「障害」や「障害のある人」への偏見や差別が法的に禁止されました。これにより、障害のある人の地域生活への移行や社会参加の促進がより一層求められており、本町においては「佐川町手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」を平成29年に施行し、障害に対する理解を深める取組を行っています。

様々な機会を通じて、障害についての偏見や差別をなくすための意識啓発等の取組をさらに推進していきます。

また、障害福祉教育を推進することで「福祉」意識の醸成を促進し、地域共生社会の実現を目指して取組を進め、さらに、福祉人材の育成を支援し、地域福祉の推進を促します。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムは、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するための仕組みです。

現在、集落活動センター、あったかふれあいセンターを拠点に、地域コミュニティの維持・活性化による地域福祉の推進とともに、地域ケア会議等による地域課題の解決に向けた新たなサービスの創出など、様々な社会資源が有機的に結びついた地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいます。

精神障害者も、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

3 外出支援の充実

障害のある人が外出するためには、付き添いや介助が必要であり、介助には障害特性に応じた支援が求められます。

家族等が対応できない場合には外出が制限されている現状や、障害のある人が外出したいときに外出できるようにするためには、人的・経済的な支援だけでなく、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共施設等の環境整備など、障害のある人の社会参加ニーズに応えるまちづくりが不可欠です。

このため、ハードとソフトの両面から地域社会全体が障害のある人にとって暮らしやすい、活動しやすい町となるように取組を一層進めていきます。

4 相談支援体制の充実

町内の相談支援体制については、相談支援事業所1か所において、町と連携しながら、障害のある人のケアマネジメント、計画相談支援を進めています。

相談支援専門員の人材確保とともに、本人または家族の思いに寄り添いながら相談支援ができる体制整備を推進します。

また、地域自立支援協議会の専門部会や、相談支援事業所連絡会等により事業者間ネットワークを構築し、関係者間の情報共有を行い、障害者ケアマネジメントに基づく質の高い支援を図ります。

5 災害時要配慮者対策の充実

災害時において、障害のある人など配慮の必要な人は、特に災害情報の把握と自力での避難が困難なことが予想され、大きな被害を受ける恐れがあることから、災害発生時に、障害のある人に確実に情報を伝達し、迅速な避難へと導き、避難所での適切な生活支援を行えるよう、支援体制の整備を進める必要があります。

避難したくても避難できない人に対しての避難行動支援や、障害の特性に配慮した福祉避難所の体制構築など、災害から障害のある人を守る地域の仕組みづくりを推進し、生活を支える多様な機能の整備を図ります。

第5章 障害者施策の推進

〔施策の体系〕

1 みんなが互いに認めあい、支えあうまち(啓発広報及び組織の育成)	
(1)啓発の推進と交流の促進	①心のバリアフリーの推進【重点】
(2)地域福祉・安全対策の推進	①地域福祉活動の推進
	②災害時要配慮者対策の充実【重点】
	③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【重点】
2 みんなが輝き、自立した生活を送れるまち(自立支援・主体性の確立)	
(1)療育・教育の充実	①障害の早期発見・早期療育
	②障害児保育の充実
	③特別支援教育と進路指導の充実
(2)雇用・就労の支援	①就労支援体制の充実
	②啓発の推進と雇用の促進
	③福祉的就労の場の充実
(3)社会参加の促進	①意思疎通支援の推進
	②外出支援の充実【重点】
	③生涯学習・文化活動・スポーツ活動の推進
	④まちづくり活動への参画促進
3 みんなが安心して暮らせるまち(安心と充実)	
(1)保健・医療の充実	①健康づくりの推進
	②地域医療・リハビリテーション体制の充実
	③こころの健康づくりの推進
	④難病患者等への支援
(2)生活支援施策の充実	①広報・情報提供の充実
	②相談支援体制の充実【重点】
	③権利擁護の推進
	④福祉制度・サービスの充実
	⑤生活の場の確保
(3)生活環境の充実	①だれにとっても活動しやすいまちづくり
	②居住環境の整備・改善

1 みんなが互いに認めあい、支えあうまち

(1)啓発の推進と交流の促進

①心のバリアフリーの推進【重点】

取組の現状と課題						
● 手をつなぐ親の会の協力のもと、障害児者の家族を対象に生活の中で必要な情報提供や知識の普及啓発の場（どんぐり会）を実施していますが、参加者が固定化しています。 ● 健康福祉大会で、町内の障害福祉サービス事業所や手をつなぐ親の会と共に作品展示や情報提供の場を設けていますが、当日に体調や移動手段の問題で当事者の参加が困難となっています。 ● 町職員を対象とした合理的配慮についての勉強会、手話言語条例策定に伴い手話奉仕員養成講座を開催し、住民と共に手話を学ぶ機会を設けました。（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年度は未開催。）						
区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
学習会	開催数(回)	6	6	6	5	5
	延べ参加人数(人)	44	63	63	39	23
研修会	開催数(回)	1	1	1	1	1
	延べ参加人数(人)	400	330	160	250	230
研修会 (町職員対象)	開催数(回)					2
	延べ参加人数(人)					238
手話奉仕員養成講座	開催数(回)					20
	延べ参加人数(人)					318

施策の方向性
行政や障害者団体、障害福祉サービス事業が協同して、障害への差別や偏見をなくすための取組を継続して実施していきます。

施策の内容
● 障害児者の家族を対象にした、生活の中で必要となる情報・知識や、悩みを共有できる場（どんぐり会）について、その存在や意義を町民に周知しながら、継続して開催していきます。 ● 広報や講演会等により、障害のある人に対する差別や偏見をなくすための啓発に努めます。また、町内の障害者団体や障害福祉サービス事業者などと共に、障害のある人への配慮や対応についての研修を実施します。 ● 健康福祉大会や、障害福祉サービス事業者が主催・参加するイベント等に、障害のない人の積極的な参加を呼びかけ、障害のある人と障害のない人との交流を促進させます。

(2)地域福祉・安全対策の推進

①地域福祉活動の推進

取組の現状と課題					
● さかわSOSネットワーク事業（Sネット）について 認知症により徘徊のあるまたは徘徊の恐れがある方、生まれながら・後発的に生じた障害により支援が必要な方を、地域の支援を得て見守り体制を確立するとともに、高齢者・障害のある人の安全と家族への支援を図ることを目的に対象者の情報を事前に登録し、行方不明になった場合、早急に発見・保護できるよう関係機関で情報共有と見守りを行っています。 警察、消防、福祉保健所、社会福祉協議会、役場（総務課・健康福祉課）で年2回程度の連絡会を開催し、登録者についての現状報告と意見交換を行い、情報共有や見守り体制の強化に努めています。 障害児は成長が著しいため、登録情報の更新が適宜必要で、担当者が異動になっても速やかな対応ができるように各関係機関での引き継ぎが必須となっています。					
区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
Sネット障害児者登録者数(人)	7	7	9	9	10
Sネット認知症者登録者数(人)	10	8	9	19	21
合計	17	15	18	28	31

施策の方向性
障害のある人やその家族などに対し、地域の人々が互いに見守り、支え合い、助けあって、だれもが安心して暮らせるような福祉社会の形成を目指します。

施策の内容
さかわSOSネットワーク事業や、ボランティア活動の推進を通じて、認知症や障害特性についての知識や支援方法の普及啓発を行いながら、関係機関との情報共有や見守りの推進を行います。

②災害時要配慮者対策の充実【重点】

取組の現状と課題
● 災害時要配慮者のうち同意をいただけた方については、避難行動要支援者として名簿を作成し、自主防災組織や民生委員等をはじめとした避難支援等関係者と情報共有を図り、日常の見守りや災害時に備えた体制を構築するとともに、災害時に備えて町内の福祉避難所として指定・協定を行っている施設において開設訓練の実施、資機材の整備等を行っています。 ● 課題としては、福祉避難所として協定を締結している施設が少ないため、災害発生時に福祉避難所に避難する必要がある方をすべて収容できない状況にあり、協定施設を増やす必要があります。

施策の方向性
障害のある人などが地域で安心して暮らせるよう、自然災害(南海トラフ地震等)や火災、不慮の事故などの緊急時に備えて、支援の必要な障害のある人などの日常的な実態把握から、緊急通報、救出・避難誘導、避難所などでの生活に至るまで、地域をあげた支援体制の確立に努めるとともに、災害発生後の適切で迅速な相談支援体制づくりに努めます。

施策の内容
避難行動要支援者名簿については、今後も定期的に更新を行い避難支援等関係者に提供することで情報共有を図り、災害時に備えていきます。
また、福祉避難所についても各施設独自の運営マニュアルの作成や訓練の実施などを通じ、必要時の円滑な開設に向けた取組を継続して実施するとともに、課題となっている協定施設数の増加に向けた取組を推進します。

③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【重点】

取組の現状と課題
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置が国の指針で求められていますが、現時点で協議の場を設けることはできていません。

施策の方向性
精神障害者が退院後、地域で受け入れられる体制を整えることは必要と考えられることから、佐川町を含めた高吾北地域の実情を踏まえ、越知町、仁淀川町と共同で体制を構築していきます。

施策の内容
高吾北3町の関係者で協議の場を設置し、定期的に会議を開催しながら、精神障害者の地域移行の実態把握や課題の整理を行い、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を図ります。

2 みんなが輝き、自立した生活を送れるまち

(1)療育・教育の充実

①障害の早期発見・早期療養

取組の現状と課題					
乳幼児健診後の保護者の了承を得て、園訪問や発達検査、面談等を行い、状況に応じて医療機関や障害福祉サービスを紹介しています。					
区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
発達相談件数(件)	23	39	22	16	19
発達相談回数(回)	12	12	14	13	15

施策の方向性
今後も引き続き、保護者との関係づくりを大切にしながら、早期からの療育の必要性や発達を促す適切な関わり等についてのアドバイス等、個々に合わせた支援を提案していきます。

施策の内容
母子保健事業や発達相談事業の充実に努めるとともに、乳幼児健診や相談などで発見された発育発達上の課題のある子どもや保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し、療育相談・支援体制の充実を図ります。

②障害児保育の充実

取組の現状と課題					
● 佐川町私立保育所特別保育事業費補助金(町単独)により、加配保育士の配置について補助しています。 ● 少子化により出生数が減少しているものの、障害児(特別児童扶養手当対象児童)の数は横ばい傾向となっています。					
区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
保育園(所)における障害児保育の実施状況(特児のみ)(人)	9	10	9	11	9
個別支援の必要な児童(特児除く)(人)	14	20	12	7	4

施策の方向性
「共に育つ」という視点のもと、障害のある子どもが健やかに育っていくための支援体制の充実を図るため、引き続き、障害児保育の充実に努めます。

施策の内容
保育所と町健康福祉課が連携を密にし、障害のある子どもの保育については、加配保育士の配置を積極的に進めます。また、民間保育園における加配保育士の財政支援も継続して実施します。

③特別支援教育と進路指導の充実

取組の現状と課題
● 小学校入学前には、学校生活にスムーズに移行できるように保育所(園)・健康福祉課等と連携を図り、教育相談やスクールカウンセラーによる訪問を行っています。 ● 健康福祉課の「どんぐり会」において、特別支援教育や進路についての講話を実施しました。 ● 特別支援教育について保護者の方への情報提供を行う機会が少ないため、教育相談を受けるまでに時間を要する場合があります。また教育相談の後、適切な就学や支援につながらない場合もあります。

施策の方向性
● 乳幼児から就学、学校生活まで、さらには社会生活への円滑な移行が図れるよう、将来を展望したうえで年齢に応じた教育体制を関係機関や地域が連携して確立します。 ● 障害のある子どもの持つ可能性を活かし、自立と社会参加が進められるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について県や関係機関に働きかけます。

施策の内容
一人ひとりの特性や年齢に応じた支援や教育を受けることができるように、教育相談やスクールカウンセラーの活用を継続していきます。また、学校等関係機関と連携しながら、保護者の方への情報提供を行う機会の充実を図っていきます。

(2)雇用・就労の支援

①就労支援体制の充実

取組の現状と課題					
● 相談支援事業所が事業所と利用希望者の状況を調整後、多くが町内外の就労継続支援事業所への利用につながっています。 ● 65 歳で介護保険の認定がされなかった就労継続支援B型利用者の方については、令和2年度より、施設の利用定員に余裕があること、本人に就労継続支援事業所の利用希望があることといった制限はありますが、75 歳まで継続して利用していただけるようになりました。 ● 特別支援学校と定期的に福祉懇談会を開き、進路について個別に支援方法を検討する場を設けています。					
区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
就労継続支援A型利用者(人)	5	8	7	6	7
就労継続支援B型利用者(人)	41	45	48	47	43
就労移行支援サービス利用者(人)	3	1	2	2	0

施策の方向性
引き続き、関係機関と連携をとりながら、相談支援や情報を提供する体制の充実に努めます。

施策の内容
● 障害のある人が自ら障害の状況を理解しつつ、その意欲と適性、能力に応じて働くことができるよう関係機関と連携し、障害のある人が身近に雇用・就労に関する相談支援や情報提供を受けられる体制の充実に努めます。 ● 福祉懇談会の開催等により特別支援学校等との連携を深め、支援の仕組みづくりを進めます。

②啓発の推進と雇用の促進

取組の現状と課題
● 障害者雇用について、町独自の町内事業者への普及・啓発活動は実施できていません。 ● 町役場においては、正規職員及び会計年度任用職員（臨時職員）を合わせて、5名雇用をしています。

施策の方向性
啓発の推進及び雇用の促進について、地域自立支援協議会等において関係機関と協議していきます。

施策の内容
● 普及・啓発活動や広報誌などを通じて、住民や町内の事業所等に対する障害のある人の雇用への理解と積極的な協力、職場環境づくりなどについての普及・啓発に努めます。 ● 障害者雇用における先導的役割を果たすため、町における障害のある人の雇用の推進に努めます。

③福祉的就労の場の充実

取組の現状と課題					
● 町内に就労継続支援施設A型が1か所、B型が3か所ありますが、町として、障害のある人や事業所の就労に関するニーズを十分に把握できる体制になっておらず、相談があった場合に対応する状態になっています。 ● 町役場においては、障害者就労施設からの物品等の調達方針を毎年度策定し、施設等から提供可能な物品等を調達し、実績を公表しています。しかしながら、町として、住民に対しての広報・周知活動はできておらず、広報活動などについては各事業所ごとに行っています。					
区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
福祉的就労の場（か所）	3	3	3	3	3

施策の方向性
● 障害のある人や事業所との意見交換を地域自立支援協議会で協議を行い、ニーズ把握に努めます。また、特別支援学校で行う個別の懇談会に参加し、進路希望の把握に努めます。

施策の内容
● 一般の事業所などでの就労が困難な障害のある人に対して、身近な地域において就労の場を確保できるよう障害の状況に応じた福祉的就労の場の整備・充実に努めます。 ● 福祉的就労の場となるサービス事業所における販路拡大、販売体制の充実に支援します。 ● 町役場として、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労事業所等の受注機会の拡大を図るため、調達方針の策定と方針に即した物品などの調達、調達実績の公表などに継続して取り組みます。

(3)社会参加の促進

①意思疎通支援の推進

取組の現状と課題					
地域生活支援事業の補助金を活用し、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣事業を行っていますが、年間利用者数は2～3人となっており固定化しています。					
区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
手話通訳者派遣数(回)	7	20	33	33	9

施策の方向性
引き続き補助金を活用し、事業を継続実施します。

施策の内容
障害のある人が多くの人々と円滑に意思疎通が行えるよう、手話通訳者等の派遣を行うとともに、積極的に社会参加が図れるよう支援します。また、町広報等により、住民に対して事業の周知を図ります。

②外出支援の充実【重点】

取組の現状と課題
● 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業としての移動支援事業は、平成 28 年度まで利用実績（町外事業所）はありますが、平成 29 年度以降は実績がありません。 ● 外出支援の取組としては、障害者手帳所持者を対象にタクシー券・ガソリン券の支給を行っています。 ● 平成 27 年度に地域自立支援協議会専門部会において、障害児者の移動支援のあり方について協議を行っていますが、事業化に向けては課題があり、事業実施にはつながっていません。

施策の方向性
障害者施策にとどまらず、高齢者施策や過疎化が進む中で地域の活性化を図るための施策として、町の財政運営を考慮しながら持続可能な仕組みを構築します。

施策の内容
● 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として移動支援事業を実施し、身体障害や知的障害のある人など、外出に困難な障害のある人の移動を支援します。 ● タクシー券・ガソリン券給付事業を継続して実施していきます。 ● 包括的な移動支援の仕組みづくりについて、当事者のニーズを踏まえながら地域自立支援協議会等で協議します。

③生涯学習・文化活動・スポーツ活動の推進

取組の現状と課題						
社会福祉協議会に事業を委託し、運動会やレクリエーション活動を行っています。						
区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
障害者スポーツ イベント等	実施回数(回)	3	6	5	5	4
	延べ参加者数(人)	50	74	49	71	58

施策の方向性
引き続き、社会福祉協議会を通じて身体障害者協議会の活動を支援します。

施策の内容
障害のある人が生涯学習や文化・スポーツ活動などを通じて社会に参加し、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図れるよう、気軽に活動に参加できるための環境整備に取り組みます。

④まちづくり活動への参画促進

取組の現状と課題					
まちづくりに関する話し合いの場や協議会等へ障害のある人の参加を促進する取組は、地域公共交通会議への参加など、一部の会議等にとどまっています。					
区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
障害者団体数(団体)	1	1	1	1	1

施策の方向性
まちづくりに関することについて、障害のある人やその家族の意見や視点が反映されるよう取組を進めます。

施策の内容
● 地域団体等が行っている活動やイベントに、障害のある人や家族が気軽に参加できるよう支援するとともに、障害者団体による活動への支援に努めます。 ● まちづくりプロジェクトなどについて、障害のある人やその家族の意見や視点が反映できるような仕組みを構築します。

3 みんなが安心して暮らせるまち

(1)保健・医療の充実

①健康づくりの推進

取組の現状と課題
● 年9日間、基本健診とがん検診が同時に受けられるセット健(検)診を実施しています。また、健康づくりに関する情報を毎月広報で啓発し、各地区あったかふれあいセンターで出前講座や健康相談を行い、気軽に専門職に相談しやすい機会を設けていますが、40 歳代、50 歳代の受診率が低く、特に町外と比較して女性検診の受診者が少ない状態となっています。 ● 健診で要フォローとなったお子さんは保護者の了承を得て、臨床発達心理士による園訪問や保護者との面談を実施するとともに、健診の前後には、各保育園と情報交換・共有を行っています。 ● 今後は、子どもの発達の見立て・問診の取り方等、保健師のスキルアップ等が課題となっています。

施策の方向性
● 現在までの取組に加え、がん検診、女性検診の利便性向上のため、個別医療機関での受診が可能となるよう窓口の充実を図ります。 ● 本町は就園率が高くなっていることから今後も園訪問を継続し、先生方と連携しながら環境を整え、子どもの発達の保障を目指していくとともに、保健師の勉強会について定期的の実施していきます。

施策の内容
● 乳幼児健診、健康診査、健康相談、保健指導、健康教育など保健事業の充実に努め、住民の心身の健康づくりの支援に努めます。また、障害のある人の健康づくりを支援するため、本人や家族に対する日常的な健康管理に関する情報の提供、受診しやすい健診体制の整備、健康相談・保健指導の充実などに努めます。 ● アスペルガー症候群などの発達障害に対する専門的知識、対応を関係機関が習得するとともに、町民に対する周知を進めます。

②地域医療・リハビリテーション体制の充実

取組の現状と課題
● 町内の医療機関の医師や看護師の不足から、医療機関の受け入れが難しい場合があり、町外の医療機関に頼らなくてはならない現状があります。そのため、診療科目によっては町外でないと適切な医療が受けられない状況となっています。 ● 障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、住み慣れた場所での生活に密着した医療やリハビリが必要で訪問看護のニーズが高まっていますが、利用できる社会資源が限られています。

施策の方向性
地域医療・リハビリテーション体制の充実については、医療機関や各組織の職員体制や業務方針に影響されるため、関係機関と情報交換や共有を行いながら、町としてできる役割を模索し、できることに取り組んでいきます。

施策の内容
● 障害のある人が必要な医療を必要なときに受けることができるよう、関係機関との連携のもとに、医療体制の充実に努めます。 ● 障害のある人の地域における自立した生活を支えていくため、障害の程度に応じた継続的かつ総合的な治療・訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもとに、リハビリテーション体制の充実に努めます。

③こころの健康づくりの推進

取組の現状と課題
● 9月「自殺予防週間」、3月「自殺対策強化月間」の時期には、町内に啓発機材を掲示し町民へこころの健康に関心を持ってもらえるよう、こころの健康づくりと相談窓口の案内に努めていますが、相談対応できる職員が不足しています。 ● こころの相談については、身近な人に知られたくないとの理由により、町外の相談機関や医療機関を選択する人も少なくなく、相談支援のあり方の選択肢が必要となっています。 ● 精神症状悪化への対応については、独居または家族が対応できない家庭が多く、夜間休日の対応や医療機関へのつなぎ、受け入れ先が決まった場合においては医療機関までの移送手段に困ることがあり、当事者と移送従事者の安全確保が課題となっています。

施策の方向性
町単独の取組で解決できることではないため、地域でできることを模索しながら、福祉保健所圏域や県単位での施策の実施について、県等に提案していきます。

施策の内容
● 「こころの健康」に対する住民の関心を高め、精神疾患の早期発見・早期対応が可能となるよう、関係機関との連携により正しい知識や情報の普及啓発に努めます。 ● だれもが身近なところで気軽に安心して相談でき、必要に応じて適切な医療を受けられるよう、専門医療機関や地域の保健・福祉関係機関などとの連携により相談支援体制の充実を図ります。 ● 精神症状の悪化に伴い、医療及び保護の必要な人への精神科救急体制については、地域の関係機関や県の救急医療体制との連携を図り、対応に努めます。

④難病患者等への支援

取組の現状と課題
難病の方については、医療が優先であったり介護保険サービスや障害福祉サービスを通じてサポートを受けたりしている場合が多く、介護支援専門員や相談支援専門員を通じて情報提供や支援を行っています。

施策の方向性
保健所や難病相談支援センター等と連携し、対象者に必要な情報提供や支援を行っていきます。

施策の内容
● 福祉保健所や医療機関、介護関係機関等との連携を進め、難病患者等の保健・医療・福祉に関する総合的な相談支援体制の整備に努めます。 ● 難病患者等が適切なサービスが利用できるように、サービスの普及啓発に努めます。

(2)生活支援施策の充実

①広報・情報提供の充実

取組の現状と課題
● タクシー券の申請方法など、町広報に掲載して周知していますが、町民にわかりやすい広報活動はできていない状況です。 ● 簡素化できる部分の洗い出し作業、利用者のニーズの把握等ができていません。 ● 国の制度改正等が行われる場合は広報誌、ホームページに掲載しています。

施策の方向性
わかりやすく相手に伝わる広報活動や情報提供を行うよう努めます。また申請書類等、簡素化できるものについて見直しを行っていきます。

施策の内容
● 広報紙やパンフレット、ホームページ、SNSなど多様な媒体を通じて、障害者手帳の申請方法、各種支援制度・サービスの内容と利用方法、町内・周辺地域における関係施設の案内などをわかりやすく紹介し、内容も充実していきます。 ● 申請書類等については、障害のある人の負担軽減を図るため、できる限り簡素化していきます。 ● 国の制度改革に伴い、サービスの内容や利用にあたっての手続きなどが改められる際には、広報紙など多様な媒体、サービス事業所や関係機関・団体等を通じた情報提供に努め、周知を図ります。

②相談支援体制の充実【重点】

取組の現状と課題					
● 福祉サービスを利用する際に計画相談を行う計画相談支援事業所については、主に「障害者相談支援センターさかわ」と「高吾北広域町村事務組合相談支援事業所」に依頼しており、情報共有に努めています。 ● 毎月、相談支援事業所と情報交換会を実施しています。 ● 平成 29 年度以降、地域自立支援協議会を開催できていない状況です。					
区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
障害者相談員数(人)	3	3	3	3	3

施策の方向性
障害者支援事業所や障害者相談員、民生委員児童委員との情報共有に努めます。 また、地域自立支援協議会の専門部会等により関係機関のネットワークを構築し、相談支援体制を充実させていきます。

施策の内容
● 相談支援専門員の人材確保とともに、福祉サービスの利用援助や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介助・支援に関する相談、生活情報の提供など、本人または家族の思いに寄り添いながら相談支援ができる体制整備を推進します。 ● 町、障害者支援事業所、相談支援機関が連携を密にして相談支援体制にあたるとともに、事例によっては、障害者相談員、民生委員児童委員等の地域の関係者とも連携しながら相談支援に当たります。 ● 地域自立支援協議会の専門部会や、相談支援事業所連絡会等により事業者間ネットワークを構築し、関係者間の情報共有を行い、障害者ケアマネジメントに基づく質の高い支援を図ります。

③権利擁護の推進

取組の現状と課題
● 社会福祉協議会で、判断能力が不十分な人を対象に自立した地域生活を送れるようサポートする日常生活自立支援事業を実施しており、町健康福祉課と情報交換会を通じて連携を図っています。 ● 現在ある福祉サービスの利用確保が困難な状況であり、質の確保の対策には至っていません。 ● 障害者差別解消法について、令和元年度に職員向けの研修会を実施しましたが、関係機関との連携について協議が必要となっています。

施策の方向性
成年後見制度利用促進の体制整備に取り組みます。また、県社協が主催する障害者権利擁護の研修会に参加し、制度の理解を深め、権利擁護について啓発を行います。

施策の内容
● 成年後見制度利用促進計画(第8章に記載)に基づき、障害のある人の権利擁護に向けた体制づくりを進めるとともに、判断能力が十分でない人の権利擁護制度の普及啓発・利用支援に取り組みます。 ● 利用者が安心して福祉サービスを受けることができるよう、県や関係機関との連携のもとに、サービスの質の確保・向上に向けた取組を進めます。 ● 障害のある人の緊急時の避難先については、町内関係機関や県と協力して確保します。

④福祉制度・サービスの充実

取組の現状と課題
● 障害福祉サービス事業所の慢性的な人材不足から、現在あるサービスの維持が困難な状況となっています。 ● 短期入所や日中一時支援については、事業所の尽力により可能な限り受け入れをいただいておりますが、サービス量の変更が必要なとき、支給量基準により急遽対応できないことがあります。 ● 障害福祉サービスの利用者で 65 歳に到達されたとき、基本介護保険のサービスに移行するようにしています。介護保険の認定とならなかった場合、就労継続支援B型利用者の方については、一定の制限はありますが、令和2年度より 75 歳まで継続して利用できるようになりました。 ● 地域自立支援協議会が近年開催できておらず、日中の居場所づくりやサービスの充実について、課題解決に向けての協議ができていない状況です。

施策の方向性
地域自立支援協議会を定期的に開催し、サービス資源について情報共有を行い、限られた社会資源を有効活用していきます。 サービス支給量基準の見直しや、介護保険の該当にならなかった人のサービス利用基準の見直しについて、関係機関の意見を踏まえながら検討していきます。

施策の内容
● 居宅介護、生活介護などの障害福祉サービスを円滑に提供できるよう、サービス提供事業所と連携して、ヘルパーの確保やサービスの質の向上を図ります。 ● 一時的に家庭での介護が困難になった場合や、家族の負担軽減を図るための短期入所や日中一時支援事業等について、サービス事業所との調整により受け入れ体制の拡充を図るなど、必要なときに利用できるようなサービス提供に努めます。 ● 介護保険サービス優先の制度運用に留意しながら、高齢の障害のある人が充実したサービスを受けられるよう、障害福祉サービスと介護保険サービスとの調整に関して、関係機関との連携を図ります。 ● 障害のある人の日中の居場所づくりや移動支援等、事業化が課題となっているサービスについて、地域自立支援協議会で協議し、公的サービスの調整や、インフォーマルな資源の開発に努めます。

⑤生活の場の確保

取組の現状と課題
● グループホーム開設についての手順や進め方については、県と事業所とのやりとりになり、町はニーズ量といった限定的な情報提供しか行っていない状況です。 ● 入所施設自体が限られている状況で、受け入れ施設を調整するのが困難な状況です。 ● 個別のケース会議で入所施設の利用や精神科病院の長期入院について、本人の意向や支援体制などの協議を行っていますが、地域生活への円滑な移行は難しい場合があります。

今後の方向性
グループホームの開設や支援について、事業所と連携をしていくように努めます。また、各機関と情報共有を進めることで、サービスの限られた資源を活用し、地域生活へ円滑に移行できるよう取り組みます。

施策の内容
● 障害のある人が、地域の中で必要な援助を受けながら共同生活を送る場となるグループホームの開設を促進するため、県や関係機関と連携しながら、運営法人などへの指導や調整、助成、支援などに努めます。 ● 障害者総合支援法に基づく「施設入所支援」の対象となる入所施設について、広域的な調整のもと、サービス提供を促進します。 ● 入所施設の利用者や精神科病院の長期入院者について、本人の意向を尊重しつつ、家族や地域住民などの理解と協力のもとに、地域生活への円滑な移行を図るための支援のあり方を関係者と共に検討し、相談支援などの取組を進めます。

(3)生活環境の充実

①だれにとっても活動しやすいまちづくり

取組の現状と課題
関係機関との情報共有ができる体制でないため、まちづくりについて把握できていないのが現状です。

施策の方向性
公共施設や道路交通環境の整備については、住民の方のご意見を伺いながら関係法令に基づき推進していくとともに、住民説明会などがある場合は情報提供を行います。

施策の内容
すべての人にとって安全で快適な日常生活空間の拡大を図り、だれもが自由に活動できるまちづくりを進めるため、「ひとにやさしいまちづくり」に関する住民・事業者の理解を促進するとともに、関係法令に基づき公共施設や道路交通環境の整備・改善を進めていきます。

②居住環境の整備・改善

取組の現状と課題					
手すりなどの簡易な改修は日常生活用具給付で行っており、住宅改造支援の補助金制度がありますが、利用はあまりない状態です。また、住宅改修についての積極的な普及啓発活動はできていない状況です。					
区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
補助金利用件数(件)	2	0	0	0	0

施策の方向性
日常生活用具給付や住宅改造支援事業費についての広報を行い、関係者と相談しながら整備促進していきます。

施策の内容
● 障害のある人や高齢者にとって暮らしやすい居住環境となるよう、バリアフリー住宅の整備促進に努めます。 ● より快適な居住環境に改善するための支援制度・事業についての普及・啓発に努めるとともに、関係者による相談助言体制づくりに努めます。

第6章 達成すべき成果目標の設定

1 障害福祉サービス成果目標

障害福祉サービスの提供体制の確保について、国の指針では次のような点に配慮して、目標を設定するように考え方が示されています。

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

上記の考え方を踏まえながら、障害福祉サービスの提供体制の確保に係る成果目標を次のとおりとします。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第6期計画の実績】

項目	成果目標	達成状況 (令和5年度)
令和5年度末時点の施設入所者数の削減見込	0人	0人
令和5年度末施設入所者の地域生活移行者数	0人	0人

【第7期計画の目標】

国の基本指針

- ・施設入所者数:令和4年度末時点の施設入所者数(27人)から5%以上削減
- ・地域移行者数:令和4年度末時点の施設入所者数(27人)の6%以上

項目	成果目標
令和8年度末時点の施設入所者数の削減見込	0人(0%)
令和8年度末施設入所者の地域生活移行者数	0人(0%)

国の指針では上記削減目標があげられていますが、現在入所されている方の個々の状況等より、削減は困難と判断しました。

(2)精神科病院から地域生活への移行

【第6期計画の実績】

項目	成果目標	達成状況 (令和5年度)
高吾北3町での協議会の新設(令和5年度末) (構成市町村:佐川町・越知町・仁淀川町)	設置	設置済

【第7期計画の目標】

国の基本指針	・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定、及び評価の実施回数を設定 ・精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助利用者数、自立訓練(生活訓練)の見込を設定
--------	---

項目	成果目標
高吾北3町での協議会の開催(令和8年度末) (構成市町村:佐川町・越知町・仁淀川町)	2回／年

<活動指標 —協議の場について—>

項目		第6期計画(実績)			第7期計画(見込量)		
		実績			見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
①	各年度における協議回数	3	1	1	2	2	2
②	各年度における協議の場への関係者の参加者数	15	6	6	12	12	12
③	各年度における協議の場の目標設定	0	0	0	1	1	1
④	各年度における協議の場の評価の実施回数	0	0	0	1	1	1

<活動指標 ―精神障害者の地域移行に係るサービス見込量―>

項目		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		実績			見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
①	地域移行支援 (人／月)	0	0	0	0	0	0
②	地域定着支援 (人／月)	0	0	0	0	0	0
③	共同生活援助 (人／月)	5	4	4	4	4	4
④	自立生活支援 (人／月)	0	0	0	0	0	0
⑤	自立訓練（生活訓練） (人／月)	0	0	0	0	0	0

(3)地域生活支援拠点の整備

【第6期計画の実績】

項目	成果目標	達成状況 (令和5年度)
多機能型(介護共生型)拠点を整備する	地域の体制づくりを協議する	未実施
	年1回検証・検討機会を持つ (地域自立支援協議会)	未実施

【第7期計画の目標】

国の基本指針	・各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
--------	--

項目	成果目標
令和8年度末時点の地域支援拠点等の整備	整備に向けての協議
	運用状況の検証・検討 1回／年
令和8年度末時点の 強度行動障害を有する方への支援体制の整備	ニーズ調査 令和8年度末までに1回
	専門部会での検討 1回／年

地域生活拠点の整備の目的は、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡きあと」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害のある人やその家族の緊急事態に対応を図ることとなっています。

拠点の必要な機能は①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人員の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つが求められています。

地域支援拠点の整備に向けて、協議を行う場を設けます。

(4)福祉施設から一般就労への移行

【第6期計画の実績】

項目	成果目標	達成状況 (令和5年度)
一般就労移行者数（就労移行支援事業及び 就労継続支援A型事業利用）	1人	2人

【第7期計画の目標】

国の基本指針

- ・一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上
(うち移行支援事業:1.31倍以上、就労A型:1.29倍以上、就労B型:1.28倍以上)
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

項目	成果目標
令和8年度末時点の一般就労移行者数 (就労移行支援事業及び就労継続支援A型事業利用)	1人
令和8年度末時点の就労移行支援事業利用終了者に占める 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数	0か所
令和8年度末時点の就労定着支援事業の利用者数	0人
令和8年度末時点の一定期間の就労定着率が7割以上の就労 定着支援事業所の数	0か所

就労継続支援A型、B型共に令和2年度から令和5年度までの期間に一般就労した方は2名でした。令和8年度末までに少なくとも1名が一般就労に移行できるように関係機関と連携を図ります。

就労移行支援事業所、就労定着支援事業所の利用者はほとんどいないため、目標数値は0か所としました。

2 障害児支援の提供体制の整備等(障害児福祉計画)

障害児支援の提供体制の確保について、国の指針では次のような点に配慮して、目標を設定するように考え方が示されています。

1. 地域支援体制の構築
2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3. 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
5. 障害児相談支援の提供体制の確保

上記の考え方を踏まえながら、障害児支援の提供体制の確保に係る成果目標を次のとおりとします。

【第2期計画の実績】

項目	成果目標	達成状況 (令和5年度)
児童発達支援センターの設置	中央西圏域に 1 か所以上設置	土佐市に1か所
難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保	越知町・仁淀川町・佐川町で体制について協議の場を持つ	協議の場は設置済(議題としてはあがっていない)
保育所等訪問支援の利用体制の構築	保育所等訪問支援を利用できる体制の現状維持	利用事業所数 5事業所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	中央西圏域において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1 か所以上確保	・重度心身障害児を支援する放課後デイサービス利用事業所:1か所(高知市) ・町内放課後デイサービス事業所:2か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	対象児童が障害児通所、入所サービスを利用する際に、年に1度関係者で情報共有のための担当者会を開く	未実施
	職員が医療的ケア児コーディネーターの研修を受けられる体制の確保	研修会参加者2名 (令和4年度)

【第3期計画の目標】

国の基本指針

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村または圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村または圏域に1か所以上
- ・令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること

項目	成果目標
令和8年度末時点の児童発達支援センター設置状況	センター利用可否協議
令和8年度末時点の保育所等訪問支援の実施	実施
令和8年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	1か所 (高知市事業所利用)
令和8年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1回 (令和8年度末)
令和8年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1名増

3 相談支援体制の充実・強化

相談支援体制について、国の指針では次のような点に配慮して、目標を設定するように考え方が示されています。

1. 相談支援体制の充実・強化
2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3. 発達障害者等に対する支援
4. 協議会の活性化

上記の考え方を踏まえながら、相談支援の提供体制の確保に係る成果目標を次のとおりとします。

【第6期計画の実績】

項目	成果目標	達成状況 (令和5年度)
基幹相談支援センターの設置数	1 か所 (中央西圏域内で設置)	0 か所
主任相談支援専門員の養成	令和5年度に 1 人 (近隣市町村で勉強会を開催)	0 人
相談支援事業所の人材育成の支援件数	各年度(令和3～5年度) 1 件 (近隣市町村で勉強会を開催)	0 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	各年度(令和3～5年度) 1 回 (近隣市町村で勉強会を開催)	専門部会 各年度 1 回開催

【第7期計画の目標】

国の基本指針

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

項目	成果目標
基幹相談支援センターの設置数	1か所
主任相談支援専門員の養成	令和8年度までに1人 (近隣市町村で勉強会を開催)
相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件／年 (専門部会で事例検討)
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回／年 (連絡会開催)
協議会における個別支援の検討	実施 (地域サービス基盤の開発・改善等に 取り組む)

4 障害福祉サービス等の質の向上

【第6期計画の実績】

項目	成果目標	達成状況 (令和5年度)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加数	1人／年	0人／年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し、事業所や関係機関と共有する体制の有無及びその実施する回数	1回／年 地域自立支援協議会で報告	0回／年
指導監査結果の関係市町村との共有	1回／年 地域自立支援協議会で報告	0回／年

【第7期計画の目標】

国の基本指針

- ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ・指導監査結果の関係市町村との共有

<活動指標 —障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築—>

項目	成果目標
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加数	1人／年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し、事業所や関係機関と共有する体制の有無及びその実施する回数	1回／8年度末まで
指導監査結果の関係市町村との共有	1回／年

第7章 活動指標（サービス等の見込み）と その確保のための方策

本章では、成果目標達成のための基盤となる個々のサービスの必要量の見込み及びその見込量確保のための方策、実施に関する考え方等を「活動指標」として示します。

活動指標の項目は、国の基本指針により項目が規定されています。本町では、近年のサービス利用動向、利用者数及び対象者数の推移等を主な根拠とし、事業所調査の結果や第6期計画の実績等を勘案し、各項目の見込量等を推定しています。

活動指標（サービス等の見込）		
1. 指定障害福祉サービス見込み		(1)訪問系サービス
		(2)日中活動系サービス
		(3)居住系サービス
2. 相談支援見込み		(1)相談支援事業
3. 障害児通所支援等の見込み (障害児福祉計画)		(1)障害児通所支援
4. 地域生活支援事業	<必須事業>	(1)理解促進研修・啓発事業
		(2)自発的活動支援事業
		(3)相談支援事業
		(4)成年後見制度利用支援事業
		(5)成年後見制度法人後見支援事業
		(6)意思疎通支援事業
		(7)日常生活用具給付等事業
		(8)手話奉仕員養成研修事業
		(9)移動支援事業
		(10)地域活動支援センター(地域作業所を含む)
	<任意事業>	(1)日常生活支援
		(2)社会参加事業

1 指定障害福祉サービス見込み

活動指標のうち、指定障害福祉サービスの必要量の見込みと、その見込量を確保するための方策等を示します。

(1)訪問系サービス

名称	説明
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代読、代筆含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【現状と見込みの考え方】

訪問系サービスの利用実績は、利用者は微減傾向にあるものの、利用時間は増減を繰り返しています。今後、障害支援区分の重症化が見込まれることなどを検証し、見込量を設定します。

【訪問系サービスの見込量】

訪問系サービス		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		実績			見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間／月	215	230	192	226	226	226
	人／月	15	14	13	13	13	13

【見込量確保のための方策等】

町内でサービスを提供する事業者は1か所のみとなっています。今後も情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、新たな事業所の参入を促進します。

(2)日中活動系サービス

名称	説明
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障害のある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある人の就労を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ● A型では、就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方にサービスを提供し、一般就労に向けて支援します。 ● B型では、雇用契約は結ばず、就労や生産活動の機会を提供し支援します。
就労定着支援	就労に関する問題を解決するため、一定就労している人に対して必要な連絡調整やアドバイスの支援を行います。
療養介護	医療を必要とする人であって、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【現状と見込みの考え方】

日中活動系サービスの利用実績は、令和3年度から令和5年度にかけてほぼ増加傾向にあります。

今後、利用者の意向、障害の程度、年齢など、その人に合った活動の場の整備の推進や既存ニーズに対して、これまで十分利用できなかった利用者について、提供体制の確保による利用の増加などを検証し、見込量を設定します。

また、令和7年までを目途に開始される予定の「就労選択支援」についても、サービス提供に向けて見込量を設定します。

【日中活動系サービスの見込量】

日中活動系サービス		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		実績			見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
生活介護	人日分／月	778	821	826	839	839	839
	人／月	43	46	43	44	44	44
自立支援 (機能訓練)	人日分／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
自立支援 (生活訓練)	人日分／月	1.41	0	0	0	0	0
	人／月	0.16	0	0	0	0	0
うち精神障害 者の利用	人分	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	人日分／月				0	0	0
	人／月				0	0	0
就労移行支援	人日分／月	1.16	2.50	14	1.6	0	0
	人／月	0.50	0.80	1	0.2	0	0
就労継続支援 (A型)	人日分／月	130	101	97	100	100	100
	人／月	7	5	5	5	5	5
就労継続支援 (B型)	人日分／月	790	819	907	900	900	900
	人／月	42	46	48	48	48	48
就労定着支援	人／月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人／月	3	2	2	2	2	2
短期入所 (ショートステイ) ・福祉型	人日分／月	71	52	70	64	64	64
	人／月	9	12	8	5	5	5
短期入所 (ショートステイ) ・医療型	人日分／月			2	2	2	2
	人／月			13	13	13	13

【見込量確保のための方策等】

町内及び近隣の提供事業者について、情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、町内への新たな事業所の参入を促進します。

(3)居住系サービス

名称	説明
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整等を行います。

【現状と見込みの考え方】

居住系サービスの利用実績は、ほぼ横ばいで推移しています。障害のある人の介護者の高齢化が進み、今後、居宅での生活が困難になることが想定されます。施設入所支援については、現在入所している方が地域移行することは困難であり、入所希望がありながらも待機となっている方もいることから、居住系サービスの利用について微増することを念頭に、見込量を設定します。

【居住系サービスの見込量】

居住系サービス		第6期計画(実績)			第7期計画(見込量)		
		実績			見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
施設入所支援	人/月	25	27	27	27	28	29
共同生活援助	人/月	26	27	26	26	27	28
うち重度障害者の利用	人分	2	2	2	2	2	2
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
うち精神障害者の利用	人分	0	0	0	0	0	0

※表中の「重度障害者」とは、強度行動障害や高次機能障害を有する方や、医療的ケアを必要とする方等を指します。

【見込量確保のための方策等】

町内及び近隣にある既存の提供事業者について、情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、入所可能な重度障害がある人などについては広域的な枠組みで提供事業者との連携を図り、必要なサービスの確保に努めます。

2 相談支援見込み

(1)相談支援事業

名称	説明
計画相談支援	○サービス利用支援 障害のある方の心身の状況や生活環境等を勘案し、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行います。 ○継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	施設や精神科病院等からの退所・退院を希望する方の意向、適性、障害の特性、環境や日常生活全般の状況を考慮して地域移行支援計画を作成し、面接や同行による支援を行います。
地域定着支援	24 時間の連絡体制を確保し、地域移行をされた方が障害の特性に起因して緊急の事態が生じた場合に、利用者の自宅へ訪問するなどにより支援を行います。

【現状と見込みの考え方】

計画相談支援については、町外の市町村の施設を利用する場合は所在地の相談支援事業所を利用されることもありますが、本町では「障害者相談支援センターさかわ(佐川町社会福祉協議会)」と「高吾北広域町村事務組合相談支援事業所」の2つの事業所が主に利用されています。

相談支援事業の利用実績は、ほぼ横ばい状態であるため、令和5年度の利用量を目安に微増する見込みとしていますが、対応が困難なケースも増加しており、相談支援の内容も難しくなっていると思われます。

「地域移行支援」「地域定着支援」については、利用者がいない状況となっています。国の政策として地域移行支援が進められているので、今後はサービスの周知が進み、利用希望者が増加することも予測されますが、受け入れをしてくれる事業所の確保は難しいと考えられます。

【相談支援事業の見込量】

相談支援事業		第6期計画（実績）			第7期計画（見込量）		
		実績			見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画相談支援	人／月	25	27	26	26	27	28
地域移行支援	人／月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人／月	0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための方策等】

今後も相談支援事業所や関係機関と連携を図りながらサービス提供体制の確保を行います。

また、佐川町地域自立支援協議会を毎年少なくとも1回は開催し、地域の課題の解決に取り組んでいきます。



3 障害児通所支援等の見込み(障害児福祉計画)

児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスに関する事業について、実施に関する考え方及び見込みや見込量確保のための方策を示します。障害児通所支援サービスは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとは異なり、児童福祉法に基づくサービスとなります。

(1)障害児通所支援

名称	説明
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障害児を対象に、授業の終了後または学校の休校日などに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障害児に対して障害のない児童との集団生活への適応のための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。
障害児相談支援	障害児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービスです。
ペアレントトレーニング	ペアレントトレーニングは、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。
ペアレントプログラム	子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラムです。
ピアサポート	「障害のある人生」に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えることです。

【現状と見込みの考え方】

障害児通所支援の利用実績は、年々増加傾向にあります。

保育所等訪問支援サービスの周知が進み、保育所利用により障害に気づくケースや、家庭の事情により保育所利用を希望する障害児が増えていることなどが現状となっています。

さらに、学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症等についての理解が進み、障害と診断されるケースも増えています。また、精神障害者保健福祉手帳の対象となることを国が明確にし、手帳を取得するケースも増えていることから、今後も障害児へのサービス需要は増加していくものと考え、見込量を設定します。

【障害児通所支援の見込量】

障害児通所支援		第6期計画(実績)			第7期計画(見込量)		
		実績			見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
児童発達支援	人日分/月	27	48	102	32	34	24
	人/月	7	12	20	9	8	6
医療型児童 発達支援	人日分/月	1	0	0	0	0	0
	人/月	0.08	0	0	0	0	0
放課後等デイ サービス	人日分/月	352	356	338	400	400	400
	人/月	46	51	49	50	50	50
保育所等 訪問支援	人日分/月	13	31	57	63	63	63
	人/月	8	20	34	38	38	38
居宅訪問型 児童発達支援	人日分/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児 相談支援	人/月	14	13	18	18	18	18
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 実施者数《再掲》		0	0	1	1	1	1
ペアレントメンターの 人数《再掲》		0	0	0	0	0	0
ピアサポートの活動への 参加人数《再掲》		0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための方策等】

今後も、障害児のサービス需要は、法改正後、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて量的な拡大が図られ、増加することが想定されることから、必要なサービスが提供できるよう保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携し事業所における提供拡大や参入等を促進します。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム、ピアサポートについては、教育委員会や県と協議をしながら実施に向けた取組を推進します。

4 地域生活支援事業

地域生活支援事業について、本町においては、町内及び近隣自治体におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、地域生活支援事業の計画的・効果的な実施に努めていきます。

必須事業

(1)理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して障害のある人等への理解を深めるための研修や啓発を行います。

広報紙など多様な広報・情報媒体を活用するとともに、講演会やイベントの開催、サービス事業所における交流事業などを実施することにより、障害のある人に関する情報提供、啓発に努めます。

名称	説明
理解促進・啓発事業	佐川町身体障害者協議会が発行している「身障だより」(一般向け広報)を協議会会員への配布だけでなく、町民向けに回覧をすることにより、障害に関する情報共有・周知を行っています。各種イベント情報、会員の活動報告だけでなく、障害福祉制度や介護保険制度などの行政情報なども随時掲載しています。

(2)自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人等、その家族、地域住民等が地域で行う自発的な取組を支援します。

障害のある人自らや家族・支援者が組織する団体・グループの育成・活性化を図ります。また、障害のある人が地域において安心して暮らせるよう、地域福祉活動や防災面での取組などと連携し、住民による自発的な活動を促進します。

(3)相談支援事業

障害のある人やその保護者、介護を行っている人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。

名称	説明
基幹相談支援センター等機能強化事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関となる基幹相談支援センターの設置に向けて協議・調整を進めます。また、センターの設置に際して専門的職員の配置や地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行・地域定着に向けた取組の実施など、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅※への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活の支援を行い、関係機関との連絡・調整等必要な支援を図ります。

※ 「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅(アパート、マンション、一戸建て)のことをいう。

(4)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、知的障害や精神障害があり判断能力が不十分な人が、不利益を被らずに地域で安心して暮らせるように、本人に代わって成年後見人等が財産管理や福祉サービスの契約を行うもので、今後も引き続きこの制度の利用促進を図ります。

令和6年度から令和8年度までは、各年1名の利用を見込んでいます。

(5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備するとともに、住民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図るものです。本町では、佐川町社会福祉協議会が法人後見支援事業を実施しており、障害のある人を対象とした事業についても実施体制の整備を進めます。

(6)意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳による支援などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

【意思疎通支援事業の見込量】

意思疎通支援事業		第6期計画(実績)			第7期計画(見込量)		
		実績			見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	利用者数 (人)	15	24	36	17	20	27

(7)日常生活用具給付等事業

重度障害者を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。

サービスの利用件数は減少傾向にあります。

サービスを利用する人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めるとともに、利用者のニーズをよく把握し、適切な給付を行います。

【日常生活用具給付等事業の見込量】

日常生活用具給付等事業		第6期計画(実績)			第7期計画(見込量)		
		実績			見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護・訓練支援 用具	(件)	4	0	0	2	2	2
自立生活支援 用具	(件)	4	2	1	2	2	2
在宅療養等支援 用具	(件)	2	2	1	3	3	3
情報・意思疎通 支援用具	(件)	6	2	1	4	4	4
排せつ管理支援 用具	(件)	466	444	400	400	400	400
住宅改修費	(件)	2	1	0	2	2	2

(8)手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障害のある人の社会参加や交流活動のための支援者として期待できる日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を講習等により養成するものです。

令和8年度までに、少なくとも1名は手話奉仕員養成講座の基礎講座まで修了できるように努めます。

(9)移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

サービス提供体制の充実に向けて、今後とも事業者におけるヘルパーの確保、資質の向上を図っていきます。

【移動支援事業の見込量】

移動支援事業		第6期計画(実績)			第7期計画(見込量)		
		実績			見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
移動支援事業	人／月	0	0	0	0	0	1

(10)地域活動支援センター(地域作業所を含む)

障害のある人を受け入れ、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等、地域の実情に応じた便宜を図り、障害のある人の地域での生活を支援します。

どのような体制で開設できるか、今後検討していきます。

事業の提供体制の確保について、関係機関と協議し、確保の方策を検討します。

【地域活動支援センター(地域作業所を含む)の見込量】

地域活動支援センター (地域作業所を含む)		第6期計画(実績)			第7期計画(見込量)		
		実績			見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地域活動支援 センター	か所	0	0	0	0	0	1
	人／月	0	0	0	0	0	10

任意事業

(1)日常生活支援

障害のある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導などの支援を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。

名称	説明
生活訓練等事業	障害のある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし実施します。 本町では、令和5年度は町内外の5か所の事業所と委託契約をしていますが、実際に利用されている事業所は本町の「さくらんぼ」と「ぷらっとフォームさかわ」の2か所となっており、利用申請をされている方は26名です。 今期についても、同数の利用を見込んでいます。

(2)社会参加事業

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害のある人の社会参加を促進します。

名称	説明
レクリエーション活動等支援事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するとともに、障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。
芸術文化活動振興事業	障害のある人の芸術・文化活動を振興するため、作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

第8章 成年後見制度利用促進計画

1 成年後見制度利用促進計画について

平成 28 年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条第1項に規定される市町村計画として、国の成年後見制度利用促進基本計画及び本町における成年後見制度の利用の実情を踏まえ、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「佐川町成年後見制度利用促進計画」を策定し、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めてきました。

これにより、成年後見制度は浸透しつつあり、相談や利用支援は増加傾向にありますが、後見人のなり手不足や手続きの煩雑さなどにより、制度の利用まで進まないケースも多くなっています。

今後、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の他、身寄りのない高齢者や虐待を受けている高齢者の増加、また、障害のある人の介護者の高齢化が進むことにより成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。

こうした状況を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できることを目的として、地域連携ネットワークにおいて、多様な分野・主体の参画と連携・協力のもとで、持続可能な形で運営されるよう「第2期佐川町成年後見制度利用促進計画」を策定します。

【成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方】



【出典】厚生労働省(第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について)

2 成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症、知的障害、その他の精神上の障害等により、自分ひとりで判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2制度があります。また、法定後見には後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が類型を決定することとなっています。

【法定後見制度】

類型	概要
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の場合「成年後見人」が本人に代わって各種契約や財産管理等を行い、本人を保護します。
保佐	判断能力が著しく不十分な場合、財産に関する一定の行為において「保佐人」の同意を条件とすることにより本人保護を図ります。 また、必要に応じて「保佐人」に本人に代わって契約等をする権限が認められることがあります。
補助	判断能力が不十分な場合、財産に関する特定の行為において「補助人」の同意を条件としたり「補助人」が本人に代わって特定の契約等をする権限により本人保護を図ります。

【任意後見制度】

本人があらかじめ、任意後見人になってくれる人と財産管理などをしてもらう内容について任意後見契約を結んでおくことで、将来、判断能力が不十分な状態になった際にその契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。

なお任意後見契約がスタートする際、家庭裁判所に申立てを行い「任意後見監督人」が選定されます。

3 計画の期間

「第2期佐川町成年後見制度利用促進計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

計画の進捗状況については毎年評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

4 成年後見制度利用促進における目標及び具体的な取組

(1) 目標

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の方針に沿って、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の利用が必要な方が、必要なときに支援を受けられる権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していきます。

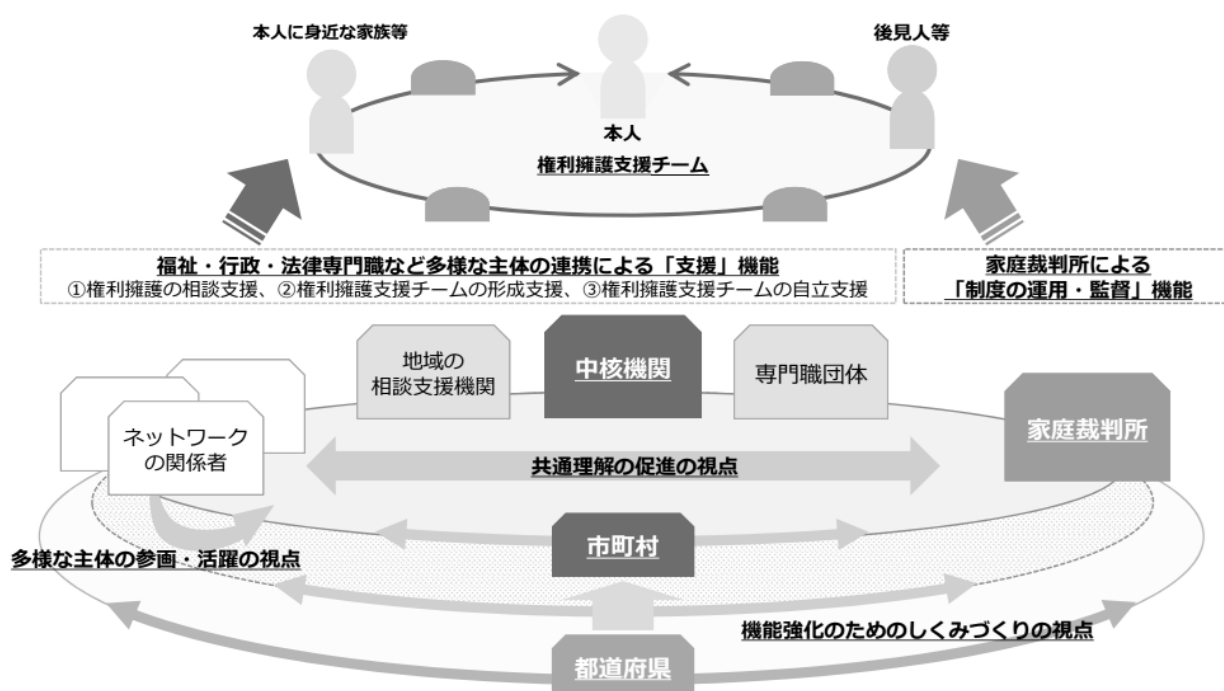
(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、必要な人が本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とし、地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

令和3年度より成年後見制度の利用促進として、中核機関を地域包括支援センターに設置し、相談窓口の普及・啓発を実施しています。権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け、協議会を年に2回開催し、関係機関との連携強化を図っています。

引き続き、必要な人が本人らしい生活を守るために成年後見制度の利用ができるよう、地域における相談窓口として中核機関の機能強化を図ります。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制強化に向け、協議会を継続実施します。

【権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ】



【出典】厚生労働省(第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について)

【チームとは】

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

【協議会とは】

後見等開始の前後を問わず「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体のことをいい、中核機関が事務局機能を担います。

本町ではSOSネットワークという高齢者や障害児者に対する既存の見守り体制があることから、この体制を活用、強化して協議会として位置づけます。

【中核機関とは】

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関のことをいい、本町では地域包括支援センターを中核機関として位置づけます。

(3)地域連携ネットワーク及び中核機関の機能

地域連携ネットワーク及び中核機関において、次に掲げる広報機能・相談機能の他、成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能・不正防止機能を整備し、成年後見制度利用促進に係る支援を実施しました。

引き続き、地域連携ネットワーク及び中核機関の機能強化と、より専門性の高い権利擁護支援の実施を図ります。

機能	内容
広報機能	成年後見制度や権利擁護事業の普及啓発を行います。制度の周知を図ることで、適時・適切な支援につながることを期待できます。
相談機能	専門職団体や医療・介護関係者、障害者相談支援事業所等と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。
成年後見制度利用促進機能	市民後見人の育成及び受任調整や、その後の活動支援を行います。また、必要に応じ適切な支援を行うための多職種連携の協議の場を調整します。 市民後見については、本町単独での取組は困難であるため、中央西福祉保健所圏域など、広域での取組を考えており、必要に応じて関係機関と協議しながら調整します。
後見人支援機能	親族後見人等からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。
不正防止機能	後見人等に対する相談・支援体制を整えることで、後見人等の孤立化や不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。

(4)成年後見制度町長申立と利用助成の実施

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、自ら申立てることが困難な方や申立てる親族がいない方の成年後見制度町長申立を実施しています。また、申立ての経費や成年後見人等への報酬の負担が困難である方に対して、成年後見制度利用支援事業にて助成を実施しています。

今後も、成年後見制度町長申立及び成年後見制度利用支援事業を継続実施し、成年後見制度の利用が必要な方が、本人の権利を守り生活を送ることができるよう支援体制を確保します。

第9章 計画の推進体制等

1 計画の推進のために

(1)庁内の推進体制の整備

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。

また、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(2)地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけではなく広く町民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの町民の参加が不可欠です。

町民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

(3)計画の評価・管理体制

障害のある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、計画の進捗状況について調査・評価・把握するとともに、PDCAサイクルによる計画の着実な推進に今後も努めます。

また、本計画の実施状況は、定期的に「佐川町地域自立支援協議会」に報告し、成果目標・活動指標等について評価・検証を行うとともに、その結果を公表します。

そして、計画推進における課題の確認と改善方策の検討を進め、同協議会での検証に向けた情報提供を行います。

これらの評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

(4)連携・協力体制の確保

本計画の推進にあたり、障害のある人の地域生活基盤の充実を図ることを目的として各種福祉サービスの提供を行うサービス提供事業者や当事者団体、民生・児童委員、さらに自治会等の地域団体との連携・協力を図ります。

また、障害福祉サービスの提供や就労支援、地域生活への移行促進等においては、本町における取組だけではなく、高知県並びに周辺自治体を含む関係機関との広域的な調整が必要不可欠であり、適宜、連携・協力を図りながら、計画の推進に努めます。

(5) 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく事業・施策を広く町民の理解を得ながら推進するために、関係機関・団体との連携による幅広い広報・啓発活動を行うとともに、関係機関、団体の啓発事業との協働等により、町民、地域団体、当事者団体など、地域全体に広く周知されるように広報・啓発活動を推進します。

また、本計画の趣旨や施策、実施状況等については、本町ホームページ等を通じ、広く情報提供を行い、町民の理解促進を図ります。



資料編

1 佐川町地域自立支援協議会設置要綱

平成26年11月10日

告示第58号

佐川町地域自立支援協議会設置要綱(平成19年佐川町告示第18号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第89条の3の規定に基づき、障害児及び障害者(以下「障害者等」という。)への支援の体制の整備を図るため、佐川町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業(法第77条第1項第3号に規定する事業をいう。)の運営等に関すること。
- (2) 個別の事例等への対応方法に関すること。
- (3) 関係機関等によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 障害者等の福祉の向上に必要となる地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者計画に関し、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第6項に規定する事項(計画策定に当たっての意見)に関すること。
- (6) その他協議会において必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会に、全体会、専門部会及び事務局会を置く。

2 全体会の委員(以下「委員」という。)は、16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健・医療関係者の代表
- (2) 教育・雇用関係機関の代表
- (3) 相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者の代表
- (4) 障害者等の関係団体の代表
- (5) 福祉関係団体の代表
- (6) 学識経験者
- (7) その他の関係者

- 3 専門部会は、前項に定める機関、団体等の実務担当者をもって構成する。
- 4 事務局会は、健康福祉課、佐川町社会福祉協議会、高知県中央西福祉保健所、各相談支援事業所等において、相談支援業務を担当する部署をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、全体会を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(全体会)

第6条 全体会は、第2条に掲げる事項全般について協議を行う。

- 2 全体会は、専門部会又は事務局会からの報告を受けるとともに、必要に応じて、県自立支援協議会等に具体的対応策についての要望、提案等を行うものとする。
- 3 全体会は、必要に応じ会長が招集し、副会長のうち1人が議事の運営を行う。
- 4 全体会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 5 全体会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは全体会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第7条 専門部会は、必要に応じ事務局が招集し、事務局会での検討内容等を踏まえ、地域におけるニーズ及び社会資源の現状、課題等を把握し、全体会へ報告するものとする。

- 2 専門部会として、相談支援部会を組織する。

(事務局会)

第8条 事務局会は、次条の規定による個別支援会議の報告事項、相談支援業務上の課題等について情報共有するとともに、相談支援体制の連携強化を図るため、毎月1回程度開催するものとする。

(個別支援会議)

第9条 事務局は、障害者等の自己実現へ向けてのニーズ支援、障害者等の保護者又は障害者等の介護を行う者等の問題解決、サービス利用調整等のため、必要な関係機関を随時招集し、個別支援会議を開催する。

2 事務局は、個別支援会議で確認された課題や必要な社会資源等の協議の経過及び結果について、事務局会へ報告するものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員及び協議会の会議に出席した者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、健康福祉課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会において協議し、定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行日以降最初に選任された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則(令和5年8月1日告示第69号)

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

2 佐川町地域自立支援協議会(全体会)委員名簿

No.	委員氏名	所属機関・団体(職)名等	備考
1	川上 雅史	佐川町立高北国民健康保険病院 院長	
2	濱田 陽治	佐川町教育長	
3	松田 真一	高知県立日高特別支援学校 校長	
4	橋村 和志	佐川町立佐川小学校 校長	
5	桑名 三路	佐川町立永野保育所 所長	
6	中村 容子	佐川町保育協議会 代表	
7	上野 由美子	ほほえみ 施設長	
8	白石 圭一	こじゃんとはたら来家さかわ 施設長	委員長
9	西川 拓哉	生活介護事業所 さくらんぼ サービス管理責任者	
10	山本 君子	株)ケアセンターさかわ 代表取締役	
11	長山 朋幸	佐川町手をつなぐ親の会 会長	
12	秋澤 利一	佐川町身体障害者協議会 会長	
13	西森 啓助	佐川町民生児童委員協議会 会長	
14	田村 佳久	佐川町社会福祉協議会 事務局長	副委員長
15	田内 佳子	高知県中央西福祉保健所 健康障害課長	
16	杉村 阿弥	佐川町自立支援協議会 専門部会(相談) 会長	

3 策定経過

年月日	実施事項	備考
令和5年 6月1日～ 7月11日	団体・事業所ヒアリング	・シートによるヒアリング (一部対面ヒアリング)
令和5年 8月18日	第1回 佐川町地域自立支援協議会	・専門部会活動報告 ・第7期佐川町障害福祉計画・第3期佐川町 障害児福祉計画について (ヒアリング結果・骨子案)
令和5年 10月12日	第2回 佐川町地域自立支援協議会	・第7期佐川町障害福祉計画・第3期佐川町 障害児福祉計画について(素案) ・提言書案について
令和5年 12月14日	第3回 佐川町地域自立支援協議会	・第7期佐川町障害福祉計画・第3期佐川町 障害児福祉計画について(案)
令和5年 12月28日 ～ 令和6年 1月26日	パブリックコメント	

佐 川 町 障 害 者 計 画
第7期佐川町障害福祉計画
第3期佐川町障害児福祉計画

発行年月:令和6年3月

発 行:高知県 佐川町

〒789-1202

高知県高岡郡佐川町乙2310番地

佐川町健康福祉センターかわせみ 内

編 集:佐川町 健康福祉課 障害支援係

電 話:(0889)22-7705

F A X:(0889)22-7721

